

平成23年8月18日
国土交通省
九州地方整備局

大規模災害時の応援に関する協定の締結について ～有田町が九州地方整備局と協定を締結します～

国土交通省九州地方整備局長と有田町長は、災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設*（直轄施設を除く）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、被害の拡大や二次災害の防止を目的とし、大規模災害時の応援に関する協定を以下のとおり締結します。

有田町を流れる有田川は、平成2年7月に梅雨前線により家屋、農地の浸水被害が発生しました。川沿いに市街地化が進む中、今後もこのような洪水被害の増加が懸念されているところです。また、山あいの地区では、近年の集中豪雨による土砂災害の危険性も高まってきています。

今回の協定では、過去の災害の教訓を基に、平常時より有田町と九州地方整備局の双方が災害が発生した際の対応について、共通の認識を持ち、いざというときに、相互の連携・支援がより円滑に進むことが期待され、地域の安全安心が一層強化されると考えます。

※有田町内の国土交通省所管の道路、河川、砂防などが適用対象となる。（指定行政機関の長等の応急措置）

- 日時 平成23年8月22日（月） 11時00分～
- 場所 佐賀県西松浦郡有田町立部乙2202番地
有田町役場3階 4・5会議室
- 取材 公開
- 内容 調印式及び記者会見
調印者 有田町長、九州地方整備局長（代理：佐賀国道事務所長）

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所
副所長 原尻 克己（内線205）
管理第一課長 森田 浩志（内線431）
代表 0952（32）1151

参 考

災害対策基本法抜粋

第七十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2 前項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。

指定地方行政機関一覧（平成19年10月1日内閣府告示第634号）

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、**地方整備局**、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

佐賀県内での協定締結状況

締結日	市町村名	備 考
H23.5.24	武雄市	
H23.6.6	多久市 小城市 大町町 江北町 白石町	
H23.6.30	唐津市 伊万里市	
H23.7.13	神埼市	
H23.8.5	上峰町	
H23.8.8	鳥栖市	
H23.8.10	みやき町	
H23.8.22	有田町	今回締結